## 一般競争入札に関する公告

令和 5年 3月16日 医療法人社団 恒久会 理事長 山口 重貴

下記工事の「一般競争入札」について次のとおり公告する。

- 1 入札に付する事項
  - 1)建築主 医療法人社団恒久会 理事長 山口 重貴
  - 2) 工事名 医療法人社団 恒久会

(仮称) 袖ケ浦市神納 認知症高齢者グループホーム 新築工事

3) 工事場所 千葉県袖ケ浦市神納2415-2、2415-8、2416-1、2421-7、

2416-2 の一部、2421-3 の一部、2421-12 の一部

- 4) 工事期間 契約確定の翌日から令和5年12月28日まで
- 5) 建物用途 認知症高齢者グループホーム
- 6) 規模・構造 木造 地上 2 階建 延床面積 563.52 ㎡ 建築面積 298.78 ㎡ 敷地面積 1,871.92 ㎡
- 7) 工事の内容 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、 空調換気設備工事、造成・外構・緑化工事
- 2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるものは、次に掲げる条件すべてを満たしたものとする。

- 1) 袖ケ浦市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。) に登載されている 者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている 者で、袖ケ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を、本 工事の一般競争入札の公告日から本工事の開札までの間に受けていない者。
- 2) 令和5年3月1日現在の袖ケ浦市建設工事等入札参加資格者名簿における建築一式工事の格付けがA等級である者。
- 3) 本工事に一級建築士又は、一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格 者証を有する者を専任配置できる者。
- 4) 過去10年以内に、認知症高齢者グループホーム、その他これに類する施設等の施設新築工事(延べ面積 500 ㎡以上)を元請けとして受注した実績のある者。
- 5) 本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連 がある建設業者でないこと。
  - ① 本工事に係る設計業務の受託者商 号 株式会社 新環境設計所在地 東京都文京区本郷四丁目9番15号
  - ② 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者

- ア 当該受託社と発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている 場合における当該建設業者。
- 6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の 開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの再生手続開始決定がされていない者。
- 7) 次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

## 3 入札手続等

1) 入札説明書、入札参加資格確認書、設計図書の配布期間

令和5年3月16日の午前10時から令和5年4月10日(土日、祝日を除く。)の午後4時までの期間で、「一般競争入札に関する公告」にある入札参加資格を確認のうえ参加を希望する者は、4. 問い合わせ先 まで電子メールにて会社名、担当者名、住所、電話、電子メールアドレスを連絡すること。

事業担当者より必要書類及び図面を電子メールにて送付する。

2) 入札参加資格の確認等

ア 資格確認資料の提出

令和5年4月11日の入札時に落札候補者として決定した者のみ入札後に資料を提出。 イ 入札参加資格の確認結果通知

令和5年4月14日に通知する。

3) 最低制限価格

本工事には、最低制限価格を設定する。

4) 入札及び開札

令和5年4月11日

4. 問い合わせ先

医療法人社団 恒久会 グループホームならわの家 担当:松並

住所:千葉県袖ケ浦市奈良輪 718-1

TEL: 0438-62-1168 FAX: 0438-60-2515

MAIL: narawanoie@koukyu-kai.com